

倉敷市スポーツ大会実施事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 倉敷市のスポーツ振興及び地域の活性化を図ることを目的として実施される全国規模のスポーツ大会を開催する実行委員会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 倉敷国際少年野球大会開催事業
- (2) 倉敷国際トライアスロン大会開催事業
- (3) 全日本ユース（U16）水球競技選手権大会開催事業
- (4) 瀬戸内倉敷ツーデーマーチ開催事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とし、その区分及び内容等については別表に定めるところによる。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費から、実行委員会の自己負担額（参加料、寄附金、広告料、協賛金、他の助成金等）を差し引いた額とし、補助限度額は予算の範囲内において市長が適当と認めた額とする。

(交付申請)

第5条 実行委員会が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の適

否を決定し、所定の通知書により通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第7条 実行委員会が、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容、経費その他申請に係る事項の変更をしようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を市長に提出し、あらかじめ、承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更かつ当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合は、この限りではない。

(実績報告)

第8条 実行委員会が補助事業を完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助事業の経理等)

第9条 実行委員会は、補助事業の経理に係る帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分		内 容
報償費		競技役員・審判員・医師等大会の運営に必要な者への謝金、トロフィー、カップ、メダル、盾、賞品、参加賞等
旅費		交通費、宿泊費等
需用費	消耗品費	事務用品、競技用具、医薬品等

	燃料費	灯油代
	食糧費	弁当・お茶代（事業実施のために必要な弁当代、事業実施に向けた会議でのお茶代）、健康管理用食材（参加者・役員・ボランティア等の熱中症対策や脱水症対策等、健康管理上必要な飲み物や補助食等）、地元PR用食材（国際大会・全国規模の大会の歓迎会や前夜祭で、地元倉敷の食材をPRするための軽食サービス（炊出し）等、大会開催に欠かせないと認められるもの）
	印刷製本費	プログラム・ポスター・チラシ等の印刷代、写真現像代
役務費	通信運搬費	郵送料、通信費、運搬費
	広告料	広告宣伝費
	手数料	銀行振込手数料
	保険料	傷害保険料等
委託料		事業の準備及び運営に係る業務の委託料
使用料及び賃借料		会場使用料、車両借上料、機材借上料、有料道路通行料等
備品購入費		大会運営に必要な備品購入費
負担金		マーチングリーグ負担金等
その他市長が補助事業の実施に必要と認めるもの		